

令和5年度第1回荒川区児童福祉審議会 次 第

日時：令和5年6月29日(木)

18時30分～20時00分

会場：サンパール荒川3階小ホール

次 第

開 会

1 報 告

(1) 部会の開催状況について

(2) 荒川区子ども家庭総合センターの運営状況について

(3) 令和5年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策について

(4) 荒川区子ども家庭総合センター 一時保護所 第三者評価の実施について(報告)

(5) 荒川区子どもの権利条例の制定について(報告)

(6) 児童養護施設(クリスマス・フォレスト)の開設について(報告)

閉 会

配付資料

資料1 令和5年1月～令和5年6月における各部会の審議内容

資料2 荒川区子ども家庭総合センターの運営状況(令和4年度分)

資料3 令和5年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策について

資料4 - 1 荒川区子ども家庭総合センター 一時保護所 第三者評価の実施について(報告)

資料4 - 2 荒川区子ども家庭総合センター 一時保護所 第三者評価 報告書

資料5 - 1 荒川区子どもの権利条例

資料5 - 2 リーフレット「知ろう!子どもの権利」

資料6 - 1 パンフレット「荒川区児童養護施設クリスマス・フォレスト」

資料6 - 2 社会福祉法人友興会 児童養護施設「クリスマス・フォレスト」の開設について

令和5年1月～令和5年6月における 各部会の審議内容

○里親部会

○保育部会

○児童虐待死亡事例等検証部会

里親部会 審議内容

○令和4年度

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第4回	令和5年1月20日 18時30分～18時50分 オンライン会議	1 審議事項 (1) 審議案件 養子縁組里親 2件 (2) 審議結果 2件承認 2 報告事項 (1) 里親登録の更新に関する報告
第5回	令和5年3月17日 18時30分～18時55分 オンライン会議	1 審議事項 (1) 審議案件 養子縁組里親 1件 (2) 審議結果 1件承認

令和5年度

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第1回	令和5年5月22日 18時30分～19時00分 オンライン会議	1 審議事項 (1) 審議案件 養子縁組里親・養育家庭 二重登録 1件 (2) 審議結果 1件承認

保育部会 審議内容

○令和4年度

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第4回	令和5年3月22日 14時00分～14時35分 オンライン会議	1 審議事項 (1) 審議案件 新設認可保育所（保育所型認定こども園）黒川幼稚舎の設置認可について (2) 審議結果 承認

児童虐待死亡事例等検証部会 審議内容

○令和5年度

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第1回	令和5年6月1日 18時30分～20時00分 区役所 4階庁議室	1 事例検討 (1) 他自治体における児童虐待重大事故を 基にした荒川区の対応と今後の課題 (「児童虐待死亡ゼロを目指した支援の あり方について 令和3年度東京都児 童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証 部会報告書」より)

荒川区子ども家庭総合センターの運営状況(令和4年度)

令和5年5月31日現在の速報値であるため、今後変更になる可能性がある。

1 経路別相談受付状況

	都道府県・指定都市・中核市・特別区 ¹				市町村 ²				児童福祉施設・指定発達支援医療機関			児童相談所	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他 ⁵	計
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他 ³	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他 ⁴	保育所	児童福祉施設	指定発達支援医療機関					保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							
男	20	12	0	25	0	0	0	3	9	9	0	0	0	146	2	23	5	1	39	5	0	0	179	54	6	71	609
女	16	11	0	14	0	0	0	4	2	4	0	0	0	101	2	22	7	0	42	4	1	0	97	34	10	72	443
計	36	23	0	39	0	0	0	7	11	13	0	0	0	247	4	45	12	1	81	9	1	0	276	88	16	143	1052

- 1 中核市・特別区には、児相設置済の中核市・特別区（荒川区含む）のみ計上している。
- 2 市町村には、児相未設置の中核市、特別区も含めて計上している。
- 3 あらかわキッズマザーズコール等
- 4 他区子ども家庭支援センター等
- 5 兄弟受理等

2 - 1 種類別相談受付状況

	養 護		保 健	障 害					非 行		育 成				そ の 他	計	
	児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	発 言 達 障 害 等 語	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	く 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性			育 児 ・ し っ け
0歳	20	32	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	10	4	69
1歳	26	3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	5	38
2歳	34	9	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0	9	8	64
3歳	40	8	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	4	8	70
4歳	39	9	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	3	3	60
5歳	24	5	0	0	0	0	0	7	0	0	0	1	0	0	4	6	47
6歳	39	6	0	0	0	0	0	20	0	0	0	5	0	0	2	12	84
7歳	46	10	0	1	0	0	0	8	0	0	2	8	1	0	2	3	81
8歳	31	6	0	0	0	0	0	10	0	0	1	4	1	0	0	2	55
9歳	38	8	0	0	0	0	0	5	0	2	4	7	1	0	0	1	66
10歳	33	8	0	0	0	0	0	3	1	1	2	5	1	0	0	3	57
11歳	23	10	0	0	0	0	0	2	1	0	4	7	3	0	0	8	58
12歳	26	7	0	1	0	0	0	17	0	1	1	14	4	0	0	5	76
13歳	28	7	0	1	0	0	0	6	0	4	2	1	4	0	0	0	53
14歳	30	10	0	1	0	0	0	9	0	2	0	7	3	1	0	1	64
15歳	18	5	0	0	0	0	0	3	0	3	0	7	4	0	0	4	44
16歳	14	4	0	0	0	0	0	1	0	4	0	6	0	0	0	1	30
17歳	7	2	0	0	0	0	0	1	0	2	0	5	0	0	0	14	31
18歳以上	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	5
計	516	150	1	4	0	0	0	112	2	19	16	80	23	1	36	92	1052

2 - 2 児童虐待相談受付状況(種別)

種別	件数
身体的虐待	135
性的虐待	4
心理的虐待	332
保護の怠惰・拒否 (ネグレクト)	45
計	516

3 種類別相談対応件数

		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター 指導・委託	福祉事務所 送致	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定発達支援医療機関 託関	里親委託	法 ²⁷ 条 ¹ 項 ⁴ による家庭裁判所送致号	障害児施設等への 契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あっせん						入所	通所						
養護	児童虐待	413	22	13	30	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	481
	その他	84	23	4	26	0	0	0	0	5	0	0	1	0	1	0	144
保	健	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
障 害	肢体不自由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	視聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達等 障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身 障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	知的障害	103	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	105
	発達障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非 行	く犯行為等	5	0	6	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
	触法行為等	7	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
育 成	性格行動	54	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64
	不登校	18	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21
	適性	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	育児・しつけ	24	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29
そ の 他	11	0	1	4	0	0	5	0	4	0	0	1	0	0	57	83	
計	720	64	28	65	0	0	5	2	10	0	0	2	0	6	57	959	

令和 5 年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策について

新：令和 5 年度新規事業 **レ**：令和 5 年度レベルアップ事業

3 子育て教育都市

子育て環境の充実を図り、子育て世代が働きやすく、安心して子どもを産み、育てられるまちを目指します。また、心豊かにたくましく学び、生きる子どもを、地域社会全体で育むとともに、生涯にわたって学ぶことができるまちを目指します。

- (1) 高校生等医療費助成事業 **新** 190,699千円
高校生等の保健の向上と健全な育成を図るため、都が設ける所得制限及び自己負担分を区が負担することとし、高校生等を養育している保護者等に対し、医療費を助成する。
- (2) 子どもの居場所事業の拡充及び子ども食堂等の推進 22,212千円
区内14か所で、学習支援や夕食を提供する生活支援など、子どもの居場所や子ども食堂を行う団体への支援を充実し、支援を要する子どもの健全な育成を図る。
また、子どもの居場所事業の運営団体の活動のうち、不登校、ひきこもりの状態にある子どもに対し、アウトリーチ型で社会活動に参加できるよう支援する活動に対して、その実施経費の一部を補助する。
引き続き、新たな子どもの居場所やこども食堂の開設支援を行うとともに、当該事業の実施団体や関係機関で構成するあらかわ子ども応援ネットワークの活動を支援する。
- (3) 保育所・私立幼稚園の給食費負担減免 344,268千円
幼児教育・保育の無償化に伴い、実費徴収とされた3～5歳児の保育所の給食費を、区独自の公費負担により無料とし、私立幼稚園等の給食費を月額7,500円まで無償化する。
- (4) 保育園及び私立幼稚園従事職員等への宿舍借り上げ支援 347,340千円
保育園及び私立幼稚園等の従事職員用に宿舍の借り上げを行う事業者に対し、区がその経費の一部を補助することにより、人材確保と離職防止を図る。
- (5) 医療的ケア児の受入れ体制の整備 **レ** 23,500千円
医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的として、保育所等で集団保育を希望する医療的ケア児を受入れできるよう、区内保育所等の体制整備を支援する。

(6) 保育士及び幼稚園教諭への奨学金支援制度 14,984千円

区内私立保育園等に保育士として5年間継続して勤務することを要件に、返済を免除する奨学資金の貸付を実施することにより、保育士を目指す方への支援を行う。

また、区内私立保育園または私立幼稚園等に保育士または幼稚園教諭として就職した方に対し、奨学金の返済費用を支援することにより、人材確保及び職場定着・離職防止を図る。

(7) ケアリーバー支援の実施 新 5,000千円

児童養護施設の開設に合わせ、児童養護施設や里親などの社会的養護を離れ、就職・進学する若者(ケアリーバー)に対し、家具や家電等を購入するための一時支度金の支給、民間賃貸住宅保証料支援、資格取得支援を行い、退所後の自立を支援する。

(8) ひとり親家庭の支援 175,427千円

ひとり親家庭の保護者からの相談を受け、支援につなげるほか、離婚前から養育費履行確保に向けた公正証書等作成費用の助成を行うなど、生活の安定や子育てに関する不安を軽減するための情報提供及び支援を行う。

また、一時的に育児や家事ができないひとり親家庭に対し、ベビーシッターまたはホームヘルパーを派遣するひとり親家庭サポート事業を通じ、ひとり親家庭支援の充実を図る。

(9) 若者相談支援体制の整備 レ 33,194千円

若者の様々な相談を受け付け、悩みに応じた適切な支援機関につなぐため、ワンストップ相談事業を実施する。

5年度はLINEを活用した相談を開始し、より幅広い相談体制を確保する。

(10) 放課後子ども総合プランの推進 1,025,136千円

全児童を対象に、学校施設等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設ける放課後子ども教室(にこにこすくーる)を実施し、遊び、勉強、スポーツ、文化活動など様々な活動を通して、子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を育む。

また、放課後子ども教室と学童クラブを一体的に整備・運営し、両事業を利用する児童が体験プログラムと一緒に参加できる環境を整え交流を図る「放課後子ども総合プラン」を推進する。

(11) 学童クラブの充実 657,453千円

保護者の就労等により、放課後に適切な保護を受けられない児童に対し、遊びと生活の場を提供するため、学童クラブ事業を実施する。

5年度は、ひぐらし小学童クラブの移転に向けた準備を進めるため、廃止となった日暮里ひるば館の建物を学童クラブに用途変更するための改修工事を実施する。

(12) 荒川遊園の魅力及び来園者の満足度のさらなる向上 706,274千円

来園者ニーズの把握に努め、お客様の視点に立った運営を継続していくとともに、新たな客層の獲得に向けて様々な取り組みを行い、誰もが安全・安心に楽しむことができ、再び訪れたいと思ってもらえる魅力ある荒川遊園を実現し、来園者に満足してもらえるようサービス向上を図る。

(13) 児童相談所業務における通話音声分析・モニタリングシステムの導入 42,764千円

子どもと子育てに関する相談に迅速かつ適切に対応し、児童虐待の未然防止と早期発見に努めるため、AIによる通話音声の文字化等によりスーパーバイザー等が児童虐待の通告等の内容を共有できるシステムを導入し、職員の対応力向上等を図る。

(14) 出産・子育て応援事業 58,801千円

妊娠届出の際に、助産師等がすべての妊婦を対象に面接を行い、それぞれの実情に応じた支援プランを作成し、地区担当保健師を中心とした妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を構築する。

面接の際には、育児用品が選べるカタログギフトを配付し、面接率の向上を図るとともに、妊婦や家族との関係づくりの機会とする。

さらに、1歳から2歳の間、子育てを応援する育児パッケージを配布するとともに、子育て家庭の状況を把握し支援する。

(15) 乳幼児健診の実施 61,776千円

健康診査をきめ細かく実施することで、疾病等の早期発見に努め、養育者への適切な情報提供や保健指導により育児不安の解消を図る。

- (16) 出産・子育て応援交付金支給事業 **新** 449,522千円
妊婦や0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて、出産・育児等に関する必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図る。
併せて、妊娠届出や出産届出を行った妊産婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援（計10万円相当）を実施する。
- (17) 学校給食の無償化 **新** 753,830千円
子どもたちに必要な栄養を満たした質の高い学校給食を安定的に提供するため、これまでの取り組みに加え、区立小中学校における学校給食の無償化を実施する。
学校給食を無償化することにより、子どもたちの健やかな成長を支援し、教育環境の充実を図るとともに、コロナ禍における物価高騰等に対応し、保護者の負担を軽減する。
- (18) ハートフル日本語適応指導 11,706千円
区立小学校・中学校・幼稚園・こども園に在籍する日本語指導が必要な児童・生徒・園児に対して、日本語初期指導を行い、学校生活や社会生活にスムーズに適応できるよう支援する。
また、特に継続指導が必要な小学校5・6年児童及び中学校生徒を対象に、補充学習教室を実施する。
- (19) 防災ジュニアリーダーの育成 2,172千円
区立中学校における「荒川区中学校防災部」の活動を通じ、中学生に「助けられる人から助ける人へ」という意識や思いやりの心の醸成を図り、将来、防災活動のみならず、地域活動に貢献できる防災ジュニアリーダーを育成する。
- (20) 中学1年生の基礎学力向上事業 9,631千円
区立中学1年生を対象とし、夏季休業を中心とした期間に各生徒の学習到達度に合わせた補習の機会を全中学校において設ける。教科は、英語、数学の2教科を重点教科とし、一人ひとりの学習到達度に合わせた内容とすることで、基礎的な学力のさらなる向上、学習習慣の定着につなげる。

(21) タブレットPCを活用した学校教育の充実 **783,834千円**

児童生徒の理解力に応じた個別学習をより効果的に行い、基礎的な学力を定着させるため、タブレットPCを用い、児童生徒が自ら意欲的に学べるデジタル教材(ドリル型コンテンツ)を授業等で活用する取り組みを全小中学校で実施し、児童生徒の主体性の育成を図る。

また、タブレットPC1人1台体制のもと、学校でも家庭でも学ぶことができるオンライン学習のための環境整備を図る。

さらに、「情報教育アドバイザー」を各校に週1回3時間程度派遣し、タブレットPC等のICT機器を効果的に活用した授業の進め方などに関するアドバイスを通し、ICT教育全体にかかる学校支援を充実させていく。

(22) 小中学校英語教育の充実・強化 **105,013千円**

英語による実践的なコミュニケーション能力を身に付けられるよう、小学校の1~4学年において週1時間、5・6学年において週2時間、英語の授業を実施する。

また、全小中学校に外国人英語指導員を配置し、英語の授業に加え、学校生活の中で児童生徒が外国人英語指導員と会話する機会を増やすことにより、総合的な英語力を育成する。

(23) 英語検定受検料補助 **5,004千円**

すべての区立中学3年生を対象に、英語の4技能である「聞く・話す・読む・書く」の習得を客観的にとらえることができる実用英語技能検定の受検費用の補助を行うことで、受検機会を確保し、英語力の育成につなげる。

(24) 算数・国語大好き推進事業 **60,584千円**

学びの基礎となる算数と国語について、小学校1・2年生を対象に、チームティーチングにより、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細かい指導を実施する。

(25) 学校パワーアップ事業 **106,515千円**

確かな学力の定着・向上を図るため、各校が「学力向上マニフェスト」を作成し、保護者・区民に明らかにするとともに、その結果を公表する。

また、学校教育ビジョンに掲げる「こころとからだの健全な育成」、「体験的な学習活動」の推進等を踏まえた、各学校の特色ある教育活動をより充実・活性化させるため、各校の創意工夫にあふれる教育活動を支援する。

(26) 教育相談体制の充実 レ 96,707千円

児童生徒の問題行動の減少や不登校問題の解決を図るため、教育と福祉の両面に専門性がある「スクールソーシャルワーカー」を5名増員し、巡回時における教育相談体制を充実させる。

併せて、心理専門相談員による幼稚園並びに小中学校に対する巡回相談を継続して実施する。

(27) AIを活用した教育相談の実施 新 8,573千円

教育センターに寄せられる電話相談に関する業務に対して、AIを活用した自動相談記録システムを導入する。通話音声の可視化とガイダンス機能を活用し、より水準の高い相談対応を図るとともに、職員間の情報共有を迅速化させ、教育相談機能の充実につなげる。

(28) 国語力の向上 1,149千円

荒川区版「推薦図書リスト」を全小中学校に配付し、学校図書館の豊富な蔵書を生かした読書活動を一層推進するとともに、「荒川区図書館を使った調べる学習コンクール」や「あらかわ小論文コンテスト」を実施するなど、国語力の向上を図る。

(29) 学校図書館活用の支援・推進 180,616千円

児童生徒の読書活動及び学習活動を支援するため、蔵書の充実・更新を図る。

加えて、全小中学校に、専門的な立場から学校図書館の運営や読書活動等を推進する学校司書を配置するとともに、小学校の大規模校に、学校図書館補助員を配置し、学校図書館のさらなる活用を図る。

また、学校図書館に関する高度な専門性と識見を有する「学校図書館長支援員」、「学校図書館スーパーバイザー」、「教育センター司書」を教育センターに配置し、学校の読書活動を支援するとともに、司書教諭と学校司書が連携した授業での学校図書館の活用を全小中学校において実践する。

さらに、小中学校間、また学校と地域との連携を図るため、「尾久地区読書活動活性化モデル事業」を推進する。

(30) 特別支援教育の推進 541,625千円

特別支援学級や通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒の学校生活や学習活動の支援を行う支援員や補助員・介助員を配置し、安定的な支援体制の構築を図る。

また、医療的ケア児の受入体制整備、特別支援教育アドバイザーによる巡回相談の充実、特別支援学級の施設改修など教育環境の充実を図る。

(31) ワールドスクール **11,479千円**

英語教育の一環として、小学校6年生の児童が清里高原ロッジ・少年自然の家において、外国人英語指導員とともに4泊5日の共同生活を行うことにより、授業で学んだ英語に慣れ親しむとともに、生活に密着した英語力を培い、国際コミュニケーション能力の向上を図る。

また、中学生は、特別区全国連携プロジェクトで連携している秋田市の協力のもと公立大学法人国際教養大学における「イングリッシュ・ビレッジ」のプログラムに参加し、豊かな価値観の形成とコミュニケーション能力の一層の向上を図る。

(32) 教育ネットワークシステムの運用 **102,462千円**

高速通信回線を使用した教育ネットワークの環境を活用し、教科指導におけるICT活用、校務の効率化、情報セキュリティの強化等によって、教育内容の質の向上を図る。

(33) 区立幼稚園給食の開始 新 **25,030千円**

幼児教育の充実のため、区立幼稚園8園においてお弁当形式による給食の提供を開始する。

給食の提供により、いろいろな食との出会いを通じて園児の食への興味を高め、園児の健全な成長につなげていく。

(34) 家庭教育・地域の教育力向上の支援 **4,039千円**

子育ての不安・負担感の軽減や「親育ち」につながる学習機会の提供、地域の教育力向上のため、動画配信やオンライン講座等の手法も活用しながら家庭教育学級・地域子育て教室等を実施する。

加えて、子育てサークルや保護者会等が実施する自主的な講座等に対する支援を行う。

荒川区子ども家庭総合センター 一時保護所 第三者評価の実施について（報告）

1 第三者評価の実施について

荒川区子ども家庭総合センターでは、令和4年度に一時保護所の第三者評価を受審した。第三者評価は、公正・中立な第三者が専門的かつ客観的な立場から評価を行い、その結果を公表することを通じて、透明性の確保及び「一時保護中の子どもの権利擁護」と「一時保護所運営の質の向上」を図ることを目的としている。

なお、「荒川区子ども家庭総合センター 一時保護所 第三者評価報告書」は、区ホームページにて公開している。

2 第三者評価委員

- ・ 獨協大学教授 和田 一郎 氏
- ・ 弁護士 角南 和子 氏

3 評価の方法（詳細は、「第三者評価報告書」1ページを参照）

厚生労働省 平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「一時保護の第三者評価に関する研究 一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き」（平成31年3月）に基づき以下の方法で実施した。

- 一時保護所としての自己評価の実施
- 入所児童アンケートの実施
- 各種書類評価
- 実地調査

4 主な評価内容

- ・ 自ら保護所に助けを求める児童があるなど、子どもにとって真に安全な場所となっている。
- ・ 子どもたちが言いたいことを言える環境が実現できており、一時保護所のアドボケイトの実質的保障の一端に触れられた。
- ・ 登校機会の保障、学校との連携が実践できていることには目を見張るものがある。
- ・ 全体的に全国の保護所が参考に出来るレベルである。
- ・ 定員超過の状況は、保護所の定員を超えても必要な子どもを保護するという視点で適切であるが、一時保護所の評価で言うと、本来個室が望ましい子どもが、複数人寝室という子どもの視点では好ましくない状況であると考えられる。そのために、保護所にはどのような子どもを入所させた方がいいのか、委託先の開発等を含め、子どもに最もストレスが掛からない方法も検討する必要がある。
- ・ 子どもへの観察がよく出来ていてその内容を職員間でシェアできているが、児童福祉司との連携については、情報が心許ない状態であった。

荒川区子ども家庭総合センター
一時保護所 御中

荒川区子ども家庭総合センター 一時保護所
第三者評価 報告書

令和5年3月

評価者

獨協大学教授 和田 一郎

弁護士 角南 和子

目次

評価の方法	1 P
評価書	
子ども本位の養育・支援	2 P
一時保護の環境及び体制整備	4 P
一時保護所の運営	5 P
一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	6 P
一時保護所の開始及び解除手続き	7 P
総合評価	8 P
各評価項目の自己評価及び第三者評価	10 P

評価の方法

評価にあたっては、厚生労働省 平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「一時保護の第三者評価に関する研究 一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き」（平成31年3月）により次の方法で実施した。

1 自己評価（令和4年11月実施）

64項目について、一時保護所職員および管理職がそれぞれに自己評価を行った上でこれを集計し、一時保護所としての自己評価を行った。

職員、管理職の自己評価の集計結果と、一時保護所としての自己評価を記述した結果を評価者が収受した。

2 子どもアンケート（令和4年11月～12月実施）

一時保護所に入所している子どもに対してアンケートを実施し封をした上で所長に提出。所長が厳正に集計した結果を評価者が収受した。

3 資料による評価（令和4年8月～12月実施）

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴取し、評価者が精査した。

- ・各マニュアル類、組織図、事業概要、業務統計、勤務表、有給・時間外取得状況、事務分掌表、行動診断記録等各種記録様式、個別事例集、一時保護所のしおり、困りごと相談用紙、意見用紙等

4 実地調査（令和4年12月22日実施）

施設視察

管理職ヒアリング

職員ヒアリング

子どもヒアリング

引継ぎ会議、給食、活動の状況視察

5 評価者最終評価、報告書作成

評価者2名による最終評価を行い、報告書を作成した。

評価書

子ども本位の養育・支援

- 1 子どもの権利保障
- 2 養育・支援の基本

評価

現状と課題（良い点と改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案等

【良い点】

職員に個別性の尊重の理念が根付いており、まず子どもの声に耳を傾ける姿勢を持っている。
子どもに、意見・要望・苦情の表明先と方法を複数伝えており、その違いも説明している。
児相設置者（区）への意見表明のための意見箱の確認は、児相職員ではなく区子育て支援課の職員が行っており、外部の人が確認をしに来ていることを子どもたちは把握できている
個別対応の必要性に応じ、可能な範囲で登校機会を保障している。
登校継続は、厳格なルールの適用によってではなく、子どもの自主性を信頼することに重きを置いて行っている。
保護所外に出かける機会を可能な限り設けようとしている。
登校に際して、今は保護所にいるからできなくて当然と思わせることなく、自宅にいれば自由にできたことを可能な限りできるように配慮している。
子どもが保護所の職員に他児とのトラブルを率直に相談でき、職員は、相談ごと子どもごとに、子ども同士の接触の適否を丁寧に検討して対応している。
子どもが保護所を安心できる場として生活できている。
子ども会議について、なかなか自分の意見を言えない子どもの意見をどのように吸いあげ、保護所の運営改善に活かしていく場とできるか、職員が試行錯誤しながらより良い方法を探している。
子どもが気軽に職員に話しかけることができ、意見を言えるなど、職員が子どもの声を聞き取れる状況になっている。
子どもが意見を表明するシステムが構築されており、子どもの成長度合いに合わせて適切に説明している。
子どもの人権に配慮して学ぶ機会、例えば通学の支援などの配慮がされている。
子どもの立場から見て衣食住の保証がされており、食事は自室で食べたり出来るなど十分な対応をしている。
子どもの知的好奇心が満たされるような大量の書籍やゲームなどがあるとともに、ゆっくり出来る場所もあるなど、安心できる環境である。

【改善すべき点】

一時保護所のしおりの「保護所の約束」の説明に、本来の目的がわかりにくい禁止事項があるので、目的に沿った表現に改めるべきである。
子どもが日常接している一時保護所の職員に、帰宅したい、家族と面会したい等の希望を述べた場合に、保護者との窓口となる担当児童福祉司に、いつ、どのようにその希望が伝わっているのかについて、子ども自身が分かっていると不安がなくなり、より話しやすい環境を醸成できるのではないかと。
評価時は定員超過の状態であり、それであってもゆとりを持った対応が出来ていたのは十分な職員配置がされていた影響が大きい。今後も保護所の需要は増加すると

思われ、児童虐待だけでなく、特にこれまであまりなされていない育成などを含めた行動観察や短期入所指導なども実施することを考えると、このように定員を超過する状況が続くことは、せっきくの個室が複数利用になるなど、当初の設立の趣旨から離れていく可能性がある。よって一時保護所だけでなく政策として一時保護のあり方を荒川区としてどうするのか検討する必要があると考えられる。

学習支援については、通学などの支援は理解できるが、保護所内の学習支援をさらに改良する余地があると考えられる。現時点でも全国最先端のレベルであるが、子どもの年齢や発達、理解度に応じた学習支援についてICT等を活用した最新のシステム導入を期待したい。

一時保護の環境及び体制整備	
1	適切な施設・環境整備
2	管理者の責務
3	適切な職員体制
4	関係機関との連携

<p style="text-align: center;">評 価</p> <p style="text-align: center;">現状と課題（良い点と改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案等</p>	
<p>【良い点】</p> <p>開放的環境が確保されている。 職員が休憩を取れる職員体制が取れている。 職員間で役職に関係なく意見を出し合える雰囲気があり、職員間のコミュニケーションが円滑にできている。 情報共有・引継ぎの重要性を職員が理解したうえで引継ぎを行えている。 引継ぎにおいて、子ども一人一人の1日の変化が共有できている。</p> <p>【改善すべき点】</p> <p>児童福祉司や児童心理司との情報共有がよりスムーズになることが望まれる（特に他児相からの委託児について）。 個室を二人以上で利用する場合も、着替えなどに際してプライバシーの配慮が図られているが、個室が個室として利用できる状況が維持できることが望ましい（部屋移動をしなくてすむので、より生活空間を安定させられる）。 児童が個室で過ごす時に床にじかに座らなくてよいよう、1～2畳分程度のマット（あるいは絨毯・アクセントラグ）が置かれるとより生活空間らしくなるのではないかな。</p> <p>保護所内の部屋の配置が職員や子どもの動線を考えて設計されているため、職員もストレスを感じにくい職場環境になっており、そのため職員が子どもに余裕をもって対応できているので、子どもにもその雰囲気が伝わっていて、定員超過の状況にもかかわらず落ち着いた環境が作られている。</p> <p>一方、貴児童相談所全体では、保護所の定員を超えても、ケースワーク上保護が必要な子どもがいれば、保護所に入所させている。現に評価時は定員超過の状態であった。これは、児相の視点で言えば必要な子どもを保護するという視点で適切であるが、一時保護所の評価で言うと、本来個室が望ましい子どもが、複数人寝室という子どもの視点では好ましくない状況であると考えられる。そのために保護所にはどのような子どもを入所させた方がいいのか、委託先の開発等を含め、子どもに最もストレスが掛からない入所委託の方法も検討する必要がある。</p>	

一時保護所の運営	
1	一時保護の目的
2	一時保護所の運営計画等の策定
3	一時保護の在り方
4	一時保護における保護の内容
5	特別なケアの実施
6	安全対策
7	質の維持・向上

評 価 現状と課題（良い点と改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案等	
<p>【良い点】 自由行動の時間も、職員が子どもの様子を把握しながら自然な声掛けがなされており、上下関係を意識させないコミュニケーションが実現できているため、子どもが安心して職員を頼れている。 レクリエーションの内容を充実させる努力がたゆみなくされており、子どもの満足度も概ね高い。 定期テストの実施を在籍校と連携して行うなど、学校と連携した学習支援ができています。 食事が美味しく提供されており、子どもの好みを把握したうえで無理のない声かけができています。 食事を個別に取ることも選択できるようになっている。 遊び道具や漫画などが充実している。 子どもの健康把握が細かくできている。 子どもの性的な言動について、職員が見逃さずに把握し対応できている。</p> <p>【改善すべき点】 個室に複数人が入ることによって睡眠時のプライバシーが保てない場合があるので入所時から退所時までずっと複数人と同室で居続けることを避け、個室として使える期間も確保できるように配慮できるとよい。 コロナ禍ではできなくともやむを得ないが職員と一緒に食事が取れる機会が確保されるのが望ましい。 良い点としては、様々な事例を検討したマニュアルや運営方法が記載されている。一方、マニュアル外、想定外の事例の対応の経験が、開設3年目の保護所であり、やや不足しているために、他の保護所との交流や研修などで、様々な経験値を学ぶことが望ましい。 子どもの衣食住・学業等については、全国の保護所が参考に出来るレベルと思われる。 残念なのは定員超過のために特に居室が複数人数になっていることである。しかし子どもの特性を把握し、居室複数人数対応が可能であると観察会議等で決定し部屋割りを行っている場合は、保護所としての対応は適切である。</p>	

一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

- 1 アセスメントの実施
- 2 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施
- 3 子どもの観察

評 価

現状と課題（良い点と改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案等

【良い点】

行動観察がきめ細やかにでき、結果が職員間で共有できている。
入所時に把握できていなかった、子どもの特性による言動の特徴などを把握し、それに応じた個別ケアができている。
子どもの変化に応じた、あるいは子ども同士の関係性に応じた個別ケアを検討できている。

【改善すべき点】

特に他自治体の児相から一時保護委託を受けている児童について、現状においても当該自治体の担当福祉司に対し、一時保護中の行動診断などを共有しているが、さらに、例えば医療など、児相以外の関係機関と連携したアセスメントのフィードバックが委託元児相に対して実現できると望ましい。
入所後の行動観察の結果や職員が聞いた子どもの意向を（子どもの同意を得たうえで）担当児童福祉司らに伝えることで、援助方針の見直しを一時保護所も一緒にできるようになると、より子どもの実態に沿った援助方針ができるのではないか。
子どもへの観察がよく出来ていてその内容を職員間でシェアできているが、児童福祉司との連携については、情報が心許ない状態であった。現状のソーシャルワークの理解と見通しの把握は一時保護所の職員であっても重要であるから、職員の負担にならない情報共有などを検討するとなお良い。

一時保護所の開始及び解除手続き

- 1 開始手続き
- 2 解除手続き

評 価

現状と課題（良い点と改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案等

【良い点】

子どもの所持物の管理が適切である。
子どもにとって心理的に大切なものが何かを把握するように務めている。
一時保護の開始時に保護期間中に必要となる可能性のある支援が想定できている。
開始や解除における一連のプロセス（持ち物管理や説明等）については良いシステムが出来ており、他保護所も参考にすべきである。

【改善すべき点】

特に他自治体の児相から一時保護委託を受けている児童について、現状においても当該自治体の担当福祉司に対し、一時保護中の行動診断などを共有しているが、さらに一時保護中に得られた子どもに関する情報が、委託元児相の里親や、児童養護施設などに十分に伝わるよう、児相間の連携を活かしたルール作りなど一層の工夫が望まれる。

総合評価

評価委員 A

ヒアリングより、自ら保護所に児童が駆け込む事例があったなど、保護所が居心地が良かったために、家庭復帰/措置後も安全な避難先と児童が考えるなど、子どもにとっては安全な場所と考えられた。

全般的に保護所のシステムや職員の配置については、他の自治体を参考に十分検討して配置していて、他の保護所が参考に出来るレベルである。

食事とてもおいしく笑顔で食事を取る子どもの姿を見ていて、このような衣食住で子どもが回復しているのが十分理解できた。

全体的に全国の保護所が参考にするレベルであるが、これは、開設時の職員が十分に配置されていることが大きい。このレベルを維持するならば、今後の人員配置に向けた職員の育成、人事異動と業務の引継ぎ、システムの改善など、将来に向けて体制を維持向上させていけるよう努力していく必要がある。

子ども会議については他自治体を参考にシステムを作っているが、さらに良い手法を検討することも一考である。外部アドボカシー団体等ではなく、すでに信頼関係のある職員や、ほぼ毎日保護所で子どもと交流する管理職など、子どもから信頼と安心感を得ている方々と手法をさらに向上させるのが望ましい。

保護所の運営全般に関するシステムはとても良かったが、やはりまだ経験が少ないことが一部見られる。特に中高生など、対応が難しい高学年児童の一時保護が今後増加し、職員の負担も増えていくと考えられるので、現在区として実施中の、全職員に対する心理カウンセラーとの定期面談など、保護所の職員のみなさんのメンタルヘルス支援を含めたサポートが、引き続き必要である。

申し送り（引き継ぎ）や、会議のあり方（ローテーションで全員が参加できないなど）いくつか課題が見られたが、全般的にとっても良いシステムで子どもを支援している保護所であった。今後の大きな課題は、このレベルを維持そして発展が出来るかである。

設立時のシステムが良くても、開設時の職員の異動等で機能が低下していく保護所がいくつか見られるため、貴自治体については3年後の評価に向けて、本報告書によるよりよい保護所のあり方を検討し、全国のモデルになる保護所を作っていただきたい。

総合評価

評価委員 B

職員の中に、一時保護所は子どもの個別ケアを行うところだという基本が根付いていることが、様々な場面で見取れた。職員が子どもと話す姿勢には、上下関係のある指導者としてではなく、子どもの生活全般の支援者としての関わりを目指していることが現れていた。職員全体のそのような姿勢によって、子どもたちが職員に生活の中で言いたいことを言える環境が実現できており、一時保護所におけるアドボケイトの実質的保障の一端に触れられたように感じた。一時保護所におけるアドボケイトの在り方を検討するに際し、本保護所における子どもと職員の関係性は参考になると思われる。

本保護所の職員に残されているのは、目の前のニーズへの最適な対応が何かを対症的に検討するにとどまらず、その対応によって子どものどのような権利が守られ、そのことが将来どう生きるのかなど、子どもの権利保障の観点から、個別ケアを捉え直して意味づけすることかもしれない。そうすれば、今以上に、理論と実践が一致した素晴らしいケアが実現するのではないか。

子どもの権利保障実現の大前提となる職員の権利保障が、休憩時間や人員数などによって実現できている。

様々な特性や障害、虐待による心身の傷を持っている子どもたちに個別ケアをする苦労を日々経験しながら、一時保護所の子どもに関わることにやりがいを感じられる職員が多いこと、保護所での勤務を続けたいと考える職員が多いことに、驚きを禁じ得なかった。

今後、この職員意識を維持するには、職員体制をはじめ、職員の育成、人事ローテーション等、しっかりと継承されていく仕組みを作ることが必要であろう。

登校機会の保障、区教委との連携が現実に実践できていることには目を見張るものがある。登校を実施していくと、登校できる子どもとできない子どもとの間でバランスを取る必要が生じるし、高校生に付き添いなしの自主登校を認めると、帰所しないかもしれないリスクを覚悟しなければならないところを、子どもの理解力自主性を信頼した実践がなされており、一時保護所における学習権保障の現時点での目標とされるべきであろう。

入所経験のある子どもが自ら駆け込むこともあるということは、子どもにとって一時保護所が真に安心できる場所となっていたことの現れである。生活の中で行き詰った時に子どもが自らレスパイト的に利用できる場所になっており、一時保護所として理想的ともいえる。一時保護所入所中に得られた実践の成果が、個別の子どもの退所後の生活にも生かされるよう、入所中に把握できた子どもの特性やニーズ、それにどのように対応したかの具体的内容を、学校や児童養護施設などの関係各所と保護所の職員が直接共有できる機会を持つなど、その子どもに関するケアを伝える試行的取組もあってよいのではないか。

各評価項目の自己評価及び第三者評価

	項 目	自己 評価	第三者 評価
1	子どもの権利について、子どもに適切に説明されているか	A	A
2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	S	S
3	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A	A
4	保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A	A
5	保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A	A
6	保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	A	S
7	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	A	S
8	被措置児童の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A	A
9	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A	A
10	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	A	A
11	性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	A	A
12	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A	S
13	子どものエンパワメントに繋がる養育・支援を行っているか	S	A
14	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	A	A
15	一時保護所としての設置運営基準は遵守されているか	A	S
16	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	S	A
17	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	A	S
18	管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	B	A
19	一時保護所として、必要な職員体制が適切に確保されているか	A	S
20	各職種の役割や求められる専門性・能力を発揮した人員配置が行われているか	A	A
21	情報管理が適切に行われているか	A	A
22	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	A	A
23	職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	A	A
24	児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	B	B
25	職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	B	A
26	医療機関との連携が適切に確保されているか	A	A
27	警察署との連携が適切に行われているか	A	A
28	施設や里親等との連携が図られているか	A	A
29	子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	A	A
30	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	A	A
31	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	A	A
32	緊急保護は、適切に行われているか	A	A
33	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	A	A
34	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	A	S
35	食事が適切に提供されているか	S	S
36	子どもの衣服は適切に提供されているか	A	A

	項目	自己評価	第三者評価
37	子どもの睡眠は適切に行われているか	S	A
38	子どもの健康管理が適切に行われているか	S	S
39	子どもの教育・学習支援は適切に行われているか	A	S
40	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	A	A
41	家族との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	A	A
42	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	A	A
43	他害や自傷行為を行う可能性のあるこどもに対して、適切な対応を行っているか	A	A
44	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	A	A
45	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	A	A
46	身近な親族等を失った子供に対して、適切な対応を行っているか	A	A
47	被虐待児を受入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A	A
48	障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A	A
49	健康上配慮が必要な子どもを受入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A	A
50	無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	A	A
51	災害発生時の対応は明確になっているか	A	A
52	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A	A
53	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	A	A
54	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みはあるか	B	A
55	保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	A	A
56	関係機関と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方法を決定している	A	A
57	援助指針に沿った個別ケアを行っているか	A	A
58	一時保護中において、子どもの変化に応じた援助方針の見直し等が行えているか	A	A
59	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	A	A
60	観察会議が適切に実施されているか	A	A
61	保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	A	A
62	一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	S	S
63	保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	A	A
64	保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	A	A

評価基準

S：他の一時保護所が参考にできるような取組みが行われている状態

A：よりよい一時保護所の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態

B：「A」に向けた取組みの余地がある状態

C：「B」以上の取組みとなることを期待する状態

荒川区子どもの権利条例

令和 5 年 2 月 2 0 日制定

子どもは、生まれた時から一人の人間として大切にされ、未来への大きな可能性をもつ、かけがえのない存在です。

子どもは、あらゆる場面において尊重され、権利の主体として誰もが等しく、命が守られ、医療や教育、生活への支援等を受け、持って生まれた能力を十分に伸ばして育つことができ、暴力や虐待、搾取や有害な労働等から守られ、自由に意見を表現し、仲間を作ることができる権利を持っています。

荒川区には「下町」の深い絆で結ばれた地域力があります。あらかわ遊園やゆいの森あらかわなど、区民に親しまれている施設があります。

子どもを守り健やかにはぐくむ荒川区として、これからも将来にわたり、私たち大人が協力し合って、様々な問題を解決し、子どもとともに明るい未来を創っていかなければなりません。

子どもの夢や希望をはぐくみ、笑顔に満ちあふれた荒川区の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、子どもの権利を保障し、保護者、区民、育ち学ぶ施設の関係者及び区の役割を定めることにより、子どもの夢や希望をはぐくみ、笑顔に満ちあふれた荒川区の実現を目指し、荒川区全体で子どもの健やかな成長を支えていくことを目的とします。

(言葉の意味)

第 2 条 この条例で使う言葉の意味は、それぞれ次のとおりとします。

- (1) 「子ども」は、荒川区に住んだり、荒川区で学んだり、遊んだり、働いたりする 18 歳未満の人のことをいいます。ただし、これらの人と同じく、権利を認めることがふさわしい人も含みます。
- (2) 「保護者」は、親、親に代わって養育をする里親、児童養護施設の施設長等のことをいいます。
- (3) 「区民」は、荒川区に住んだり、荒川区で学んだり、働いたりする等、荒川区内で生活し、又は活動する人、団体及び事業者のことをいいます。
- (4) 「育ち学ぶ施設」は、保育所、幼稚園、学校等の、子どもが育ち、遊び、学んだり、活動したりするために利用する施設のことをいいます。

(基本理念)

第3条 子どもの権利の保障は、次に定める考え方を基本理念とします。

- (1) 子どもの最善の利益を優先して考えること。
- (2) 全ての子どもが、差別や偏見を受けず、権利の主体として尊重されること。
- (3) 子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること。
- (4) 子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を発達に応じて十分に考慮すること。

(子どもの権利)

第4条 子どもは、児童の権利に関する条約の考えに基づき、あらゆる場面で、特に次に定める権利が大切に守られます。

- (1) 健康に生き、適切な医療が受けられ、命が守られること。
 - (2) 適切な保育と教育、生活への支援等を受け、持って生まれた能力を十分に伸ばして育つことができること。
 - (3) 暴力、虐待並びに搾取及び有害な労働等から守られること。
 - (4) 自由に意見を表現し、仲間を作ることができること。
- 2 子どもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、自分以外の人の権利を大切にします。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子育てについて責任を持つものとして、必要な支援を受けながら、子どもの権利を守り、子どもが健やかに育つように努めます。

(区民の役割)

第6条 区民は、地域全体で子どもを育てていくことを理解し、子どもの健やかな育ちのために協力し、子どもの権利が守られるように努めます。

- 2 区民は、地域で子どもを見守り、必要な支援を受けながら、子どもが安全に安心して過ごすことができるまちづくりに努めます。

(育ち学ぶ施設の役割)

第7条 育ち学ぶ施設の関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長のために重要な役割を持っていることを理解し、子どもが自分で考え、遊び、学び、活動することができるよう支援を行い、必要な支援を受けながら、子どもの権利が大切に守られるように努めます。

- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、虐待、貧困、いじめ等を早期に発見し、区その他関係機関と協力して対応します。
- 3 育ち学ぶ施設の関係者は、保護者及び区民に対して、育ち学ぶ施設の運営等に関する情報の提供を行い、相互に協力しながら施設を運営するように努めます。

(区の役割)

第8条 区は、様々な取組により子どもの権利を保障し、子どもが安心して暮らすことのできるまちづくりを推進します。

- 2 区は、子どもの権利について、子ども、保護者及び区民に理解してもらうように努めます。
- 3 区は、育ち学ぶ施設、家庭、地域等で、子どもが権利について学び、自分と自分以外の人の権利を大切にしようことができるよう必要な支援を行います。
- 4 区は、全ての子どもの権利が保障されるよう、子ども、区民、育ち学ぶ施設及び関係機関等と協力して、子どもに関する取組を推進するものとし、そのための体制を整備するものとします。
- 5 区は、子どもに関する取組が推進されるよう、必要な財政上の措置を行うよう努めるものとします。

(子どもの意見等の表明および参加)

第9条 区民、育ち学ぶ施設及び区は、子どもの意見等の表明と参加をうながすため、子どもがその意味や方法について学び、必要な情報を得ることができるよう努めるものとします。

- 2 区は、子どもが自分の意見等を表明し、参加する機会を確保するために必要な制度を設けるよう努めるものとします。

(子どもの権利を守るための取組)

第10条 区は、子どもが権利を侵害され、又は不利益を受けた場合には、適切かつ速やかに子どもを助けるため、子どもの権利を守るための体制づくりその他の必要な取組を行うこととします。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要なことは、区長が別に定めます。

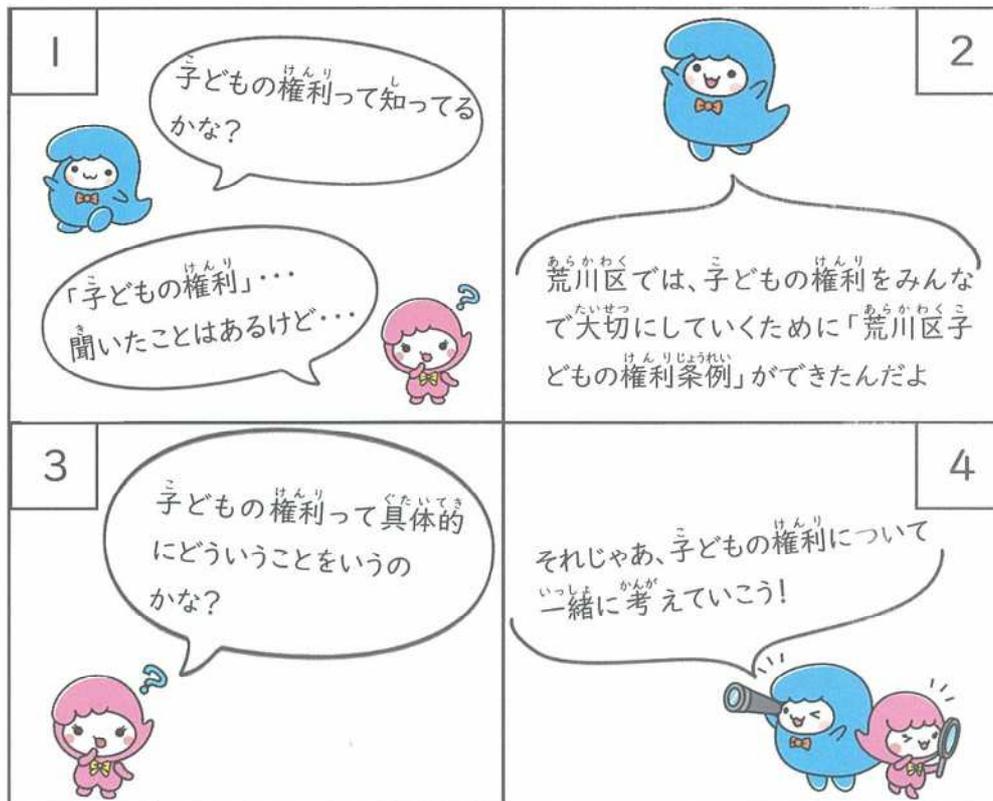
附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

知ろう!

こ けんり 子どもの権利

あらかわく こ ゆめ きぼう えがお み
荒川区では、子どもの夢・希望・笑顔に満ちあふれたまちの
じつげん めざ れいわ ねん がつ たち あらかわくこ けんりじょうれい
実現を目指し、令和5年4月1日に「荒川区子どもの権利条例」
しこう
が施行されました。



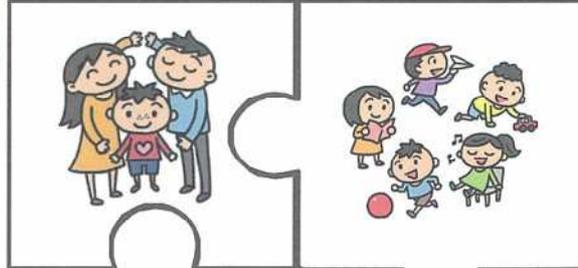
こ けんり 子どもの権利って？

子どもが一人の人間として大切にされ、成長するために必要なことを、「子どもの権利」といいます。

とく たいせつ けんり
特に大切な権利は
4つ！

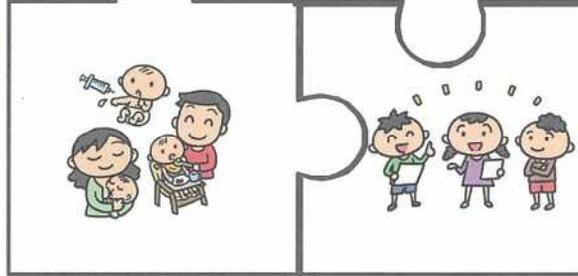
1

子どもにとって最もよいことを第一に考えること



2

すべての子どもが、差別や偏見を受けずに尊重されること



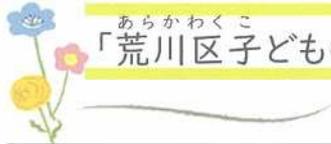
3

子どもの成長と発達に合わせて大人が適切な支援を行うこと

4

自由に自分の意見を表し、大人はその意見を一緒に考えること

子どもの権利をみんなで大切にして、あなたがあなたらしく生きていくことができるように「荒川区子どもの権利条例」が施行されました。



荒川区子どもの権利条例の全文はここから読んでみてね

区ホームページ

児童の権利に関する条約

1989年、国際連合の総会で世界中すべての子どもたちがもつ権利が定められました。

荒川区子どもの権利条例は、児童の権利に関する条約をもとに作成されました。

権利条約についてもっと詳しく知りたいときは…
ユニセフHP(子どもと先生の広場)
「<https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/>」

子どもの権利条約 CRC91

あなたやあなたのお友達の権利は大切にされているかな？

あなた自身や友達のことを考えながら読んでみてね

子どもは、ひとりひとりが大切な命をもって、すべての子どもが安心して生活する権利があります。

- 叩かれたり怒鳴られたりする
- ご飯を食べさせてもらえない
- 無視をされたり、いやなことを言われる



あなたは、自分じぶんに関係かんけいのある事柄ことばについて、自分の意見いけんを自由じゆうに言うことができます。
あなたの意見いけんは、大人おとなと同じように尊重そんじゆうされます。

子どもにとって、遊ぶことあそぶことや休むことやすむこと、勉強べんきょうすることも、権利けんりの一つです。
自分の時間じぶんが無くなったり、心が苦くるしくなるなら、それはお手伝いてつだいではありません。

- ・自分の話じぶんを聞いてもらえない
- ・自分の意見いけんを否定ひていされる

幼い家族おきな かぞくや障がいのある家族しょう かぞくのお世話せわや家事かじなどをしていて、勉強べんきょうができなかったり、遊ぶことあそぶことを我慢がまんしている

- ・友達ともだちや大切な人たいせつ ひとから殴るそぶりをして脅おどされる
- ・友達ともだちや大切な人たいせつ ひとからバカめいれいにされたり、命令めいれいするような口調くちようでものを言いわれたりする
- ・友達ともだちや大切な人たいせつ ひとから携帯けいたいやメールこまを細かくチェックちよくして行動こうどうを監視かんしされる



このようなことをしてくる人は、自分じぶんのことを大切にたいせつしてくれる人ひとではありません。
あなたは、この世界せかいにたった一人ひとりしかいない大切な存在たいせつ 존재です。
自分じぶんがいやだ、と思うことおもは相手あいてに言いいましょう。
時ときには、離れるはなことも大切たいせつです。



自分じぶんの権利けんりが大切たいせつにされるのと
おな ほか ひと けんり たいせつ
同じように他の人おなの権利けんりも大切たいせつに

自分自身じぶんじしんが大切たいせつにされるのと同じように
ほか ひと たいせつ
他の人おなのことも大切たいせつにしましょう。

いけん あ
意見いけんが合わないときは、よく話し合あって
みよう。



- ・友達ともだちを無視むししたり、いやなことを言いっていないかな？
- ・悪口わるぐちを SNS などかに書かいたりしていないかな？

人間にんげんだから合わない人あが
いるのは当たり前あたりまえ。
だけど、相手あいてを傷きずつけていい
ことにはならないんだね



こんなときは・・・

前のページに書いてあることに当てはまるとき、困ったなど感じたとき

誰かに自分の気持ちを聞いてほしいとき、周りの人に話してみよう。

周りには、あなたの味方になってくれる人が必ずいます。

下に書いてある相談窓口もあなたの味方です。

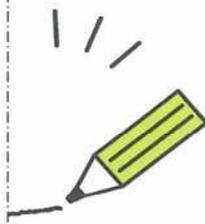
どんなことでも気軽に相談してね。



誰にも話したくないときは、紙などに

自分の気持ちを書いてみよう。

書くことで、気持ちがすっきりすることもあるよ。



子ども家庭総合センター

家族のことなど、困ったことや心配なことは何でも相談できます。

☎ 03-3802-3765

相談時間：月～金（祝日・年末年始除く）

午前8時30分～午後5時15分

教育センター 子どもの悩み110番

学校に関する悩みについて小・中学生が相談できます。

☎ 0120-136-110

相談時間：月～金（祝日・年末年始除く）

午前9時～午後5時

若者相談「わっか」

学校のことや家族・友達のことなど、おおむね15歳～39歳の方が相談できます。

☎ 0120-101-911

✉ wakka@ml.city.arakawa.tokyo.jp

相談時間：月～金（祝日・年末年始除く）

午前9時～午後5時

LINE相談

LINEからも相談できます。

荒川区LINE公式アカウントのメニュー画面から「わっか」を選択してください。

荒川区LINE
公式アカウント



児童養護施設とは

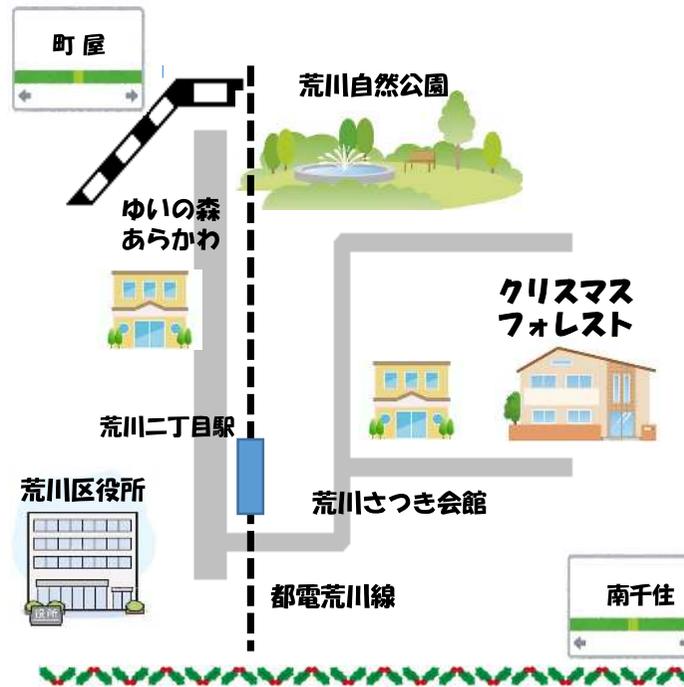
児童福祉法に基づき、乳児を除いて保護者のいない児童、虐待されている児童、その他、環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的としています。

◆ショートステイとフォスタリング機関も付設

ショートステイは、地域の子どもたちを数日間、数時間預かる子育て短期支援事業です。フォスタリング機関は、地域の里親さんの支援や新しく里親さんを望む人を求め、里親養育の進展と地域の理解を深めていく事業です。

施設概要

- ・名称 児童養護施設
クリスマス・フォレスト
- ・設置者 荒川区
- ・設立年月日 2023年 4月 1日
- ・開設年月日 2023年 4月 1日
- ・指定管理者 社会福祉法人友興会
- ・法人理事長 寺田 仁樹
- ・施設長 山本 正晃
- ・敷地面積 1374.29㎡
- ・建築面積 801.04㎡
- ・定員 30名
(本園24名、
小規模グループケア地域型ホーム6名)
- ・居室構成 6名の小規模グループケア
(男子2ユニット・女子2ユニット)
- ・近隣スポットには円通寺、汐入公園、都電おもいで広場、荒川遊園、荒川自然公園があります。



交通案内

- 電車

千代田線	町屋駅	徒歩14分
日比谷線	南千住駅	徒歩18分
都電荒川線	荒川二丁目駅	徒歩9分
- タクシー

千代田線	町屋駅	約9分
日比谷線	南千住駅	約8分



荒川区児童養護施設 クリスマス・フォレスト



社会福祉法人友興会

〒116-0002
東京都荒川区荒川 8-14-10
TEL 03-5604-9988

施設の紹介

◆一日の生活の流れ

規則正しい生活の中で、毎日生活しています。一般家庭の1日とほとんど変わらない生活を送っています。

主な時間の目安として、

6時半：起床・洗面・掃除

7時半：朝食

8時：登校・登園

15時：下校・降園・学習・おやつ

18時：夕食・入浴・学習・余暇

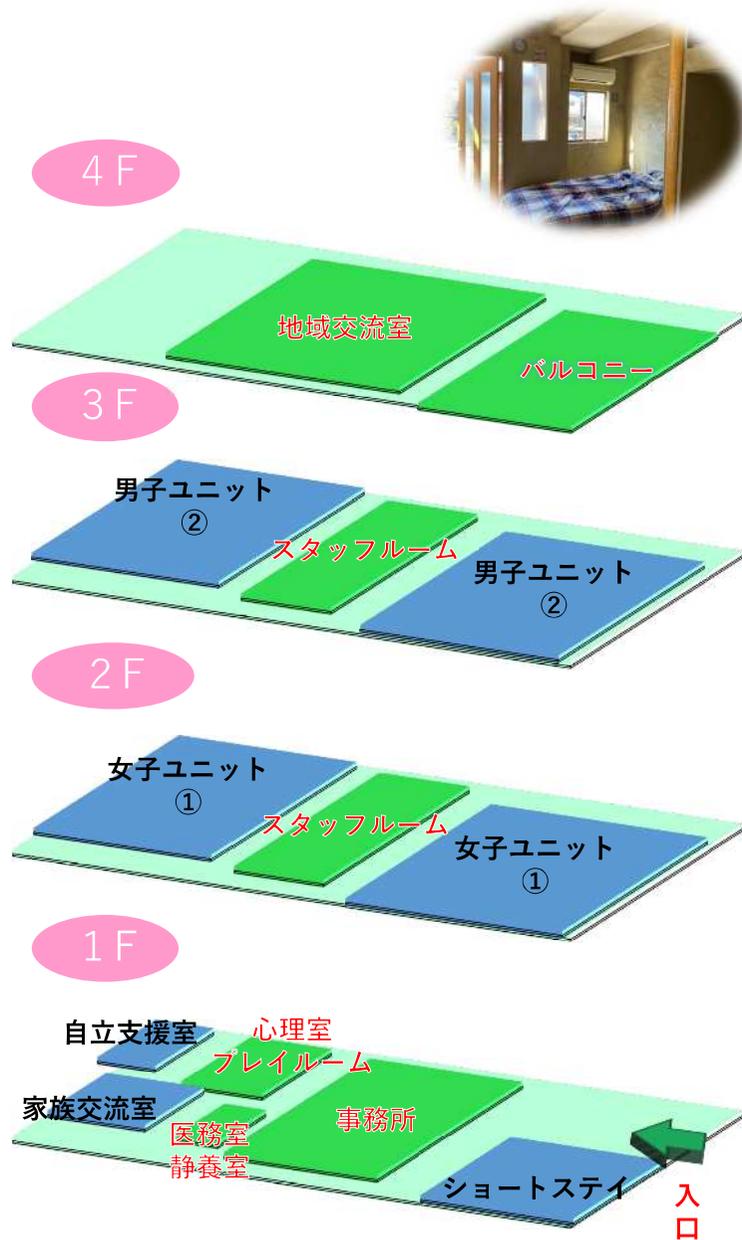
22時：就寝

を各ユニットやホームで設けています。

◆施設での生活を通して得られるもの

通塾や習い事の他、グループ活動や社会体験の一つの機会として、年間行事の中に七五三、節分、ひな祭り、餅つきなどの季節行事、キャンプ、ハイキング等の野外活動、卒園生の門出を祝う会など多彩な催しが組み込まれています。

こうした行事は子どもたちの生活リズムに変化を与え、子どもたちは年間の行事や地域との交流を通して、情操や社会性を培っていきます。また、4階ホールでのダンス練習や映画鑑賞会など施設設備を利用した家庭では味わえない生活体験もあります。



◆心理的治療を必要とする子どもへの取り組み

心理治療的に援助を必要とする子どもについては、心理療法担当職員が定期的にプレイセラピー、カウンセリングなどを行い、その子の担当職員と連携を取りながらひとりひとりの子どもの望ましい成長を援助します。また、ケースカンファレンスの際、子どもへの関わり方、その子にとって適切な環境の作り方について、医師の助言を取り入れています。

◆自立支援

子どもが社会に出た際に困らないよう在園中にお金の使い方を一緒に学んだり、子どもが将来どんな職業に就きたいかを聞き、職業体験を通してイメージをつけます。また自立支援室を使って一人暮らしの練習をし、担当の職員と一緒に考え、アドバイスをします。

◆子どもの最適な養育の保障

子どもにとってかけがえのない家族の立場を十分に理解し、児童相談所等と協力して、家族との再統合に向けた最善の努力をします。

養育のパーマネンシー（永続性）をみすえて状況によっては、里親、ファミリーホーム、他の施設での養育を通して自立していけるよう長期的にサポートをしていきます。



社会福祉法人友興会 児童養護施設「クリスマス・フォレスト」 の開設について

1 設置運営

法人名 社会福祉法人友興会

理事長 寺田仁樹

法人所在地 足立区西新井本町 4 - 1 3 - 1 6

2 事業概要

(1) 児童養護施設 定員 24 人 (男子 12 人 女子 12 人)
上記に加えて既設の GH を本施設所属として設置 定員 6 人
合計定員 30 人

(2) ショートステイ事業 定員 3 人
(3) 里親支援 (フォスタリング機関) 事業
(4) 地域交流スペース

} 区委託事業

3 施設概要

所在地 荒川区荒川 8 - 1 4 - 1 0

敷地面積 801.04 m² (区有地)

延床面積 1,374.29 m²

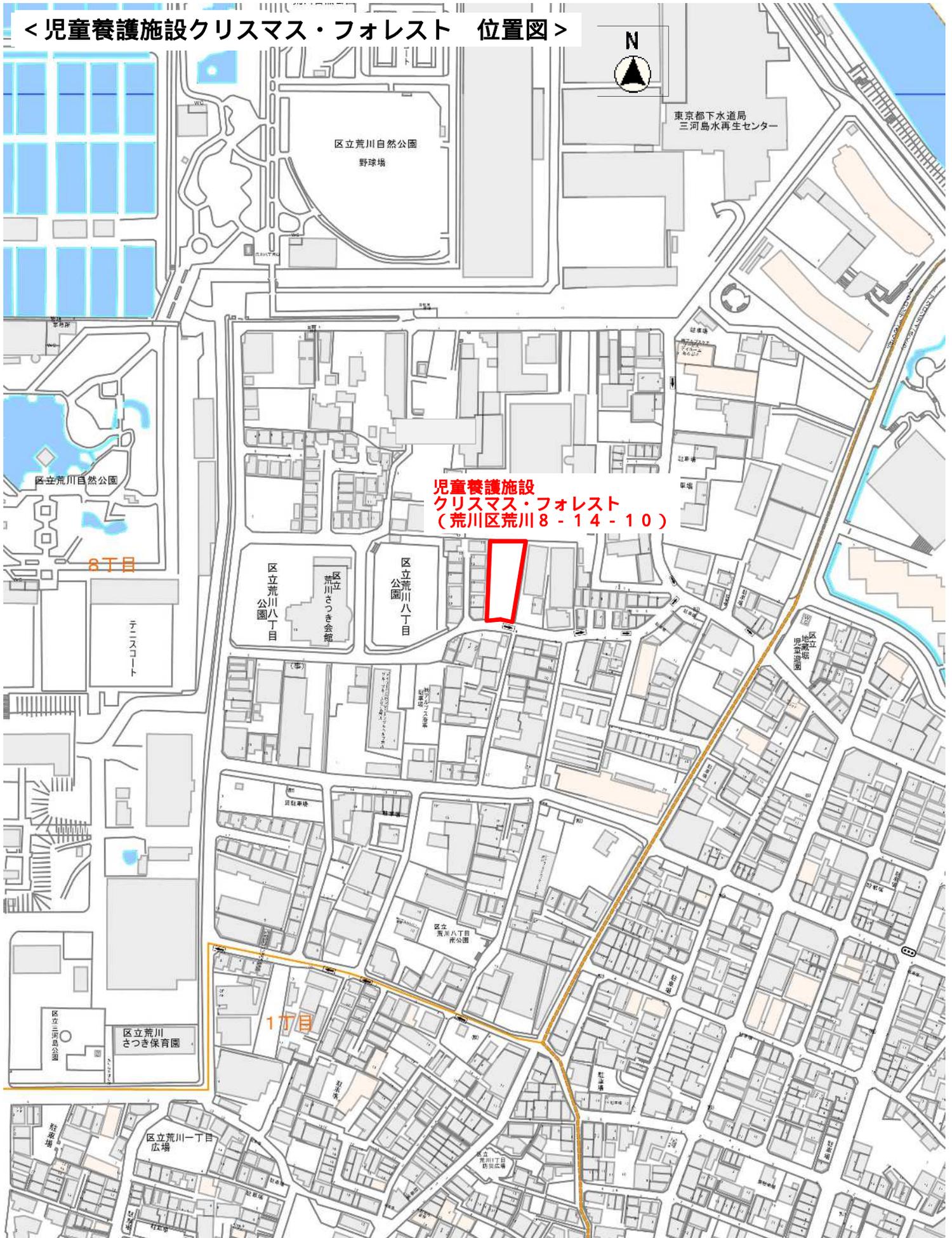
整備内容 鉄筋コンクリート造地上 4 階建

4 階 地域交流スペース
3 階 2 ユニット (12 人 : 6 人 × 2)
2 階 2 ユニット (12 人 : 6 人 × 2)
1 階 ショートステイ、心理検査プレイルーム、
自立支援室、親子訓練室他

5 開設年月日

令和 5 年 4 月 1 日

< 児童養護施設クリスマス・フォレスト 位置図 >



縮尺 1 : 2500

